梨県公

第二千百七十五号

平成二十三年

十月二十日 木 曜

日

目 次

告 示

寺官ド学引舌効去人の官欲変更の忍正申青	特定非営利活動法人の設立の認証申請	公告	換地計画の決定七四八	県営土地改良事業計画の変更七四八	土地改良事業の施行同意七四八	保安林の指定の予定 (四件) 七四六	特定猟具使用禁止区域の指定七四六	休猟区の指定	
	七四八		七四八	七四八	七四八	七四六	七四六	七四三	

土地改良区役員の退任及び就任...... 特定非営和治重治ノの気素変更の認能申請.......セピナ 般競争入札について (二件)..... 七四九 七四九

告 示

山梨県告示第四百三十七号

当該休猟区の存続期間と同一の期間、 カ及びイノシシに限る。) に関し、 の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に基づき、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十四条 捕獲等をすることができる区域として指定した。 当該休猟区の全部について、 特定鳥獣 (ニホンジ

平成二十三年十月二十日 山梨県知事 横

内

正

明

1 休猟区の名称

2 休猟区の区域 鳳来休猟区

起点とし、 北杜市白州町大武川地内の北杜市道大武川線と北杜市営林道釜無山線との接点を 同所から同林道を南西に進み県営林道釜無山線との接点に至り、 同所か

> 所から同市道を西進し起点に至る一団地 り、同所から同境界線を北東及び南東に進み北杜市道大武川線との接点に至り、 沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み山梨県・長野県境界線との接点に至 千三十六・八メートル) に至り、同所から空堀沢の始点に向かって北西に直進し同 至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を北西に進み雨乞岳三角点 (標高| 第四百六十四林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み雨乞岳に 六十五林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し第四百五十二林班・ 十一林班・第四百六十五林班境界線との接点) に至り、同所から第四百五十一林班 道に向かって南西に直進し同登山道との接点 (県有林第四百四十八林班・第四百五 に至り、同所から同川を南西に進み同川の始点に至り、同所から大岩山に至る登山 乞尾白川線との接点に至り、同所から同林道を南東及び南西に進み神宮川との交点 み県営林道雨乞尾白川線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み市営林道雨 ら同林道を南西に進み県営林道内山線との接点に至り、 第四百六十五林班境界線を北東及び北西に進み県有林第四百五十二林班・第四百 同所から同林道を南東に進 同

存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4

<u>-</u> 三千三十ヘクタール

休猟区の名称 清神円休猟区

2 休猟区の区域

所から同県道を南進し韮崎市道 (清哲) 三号線との接点に至り、 同所から同市道を南進し県道十二号 (韮崎南アルプス中央線) との接点に至り、同 点に至り、同所から同県道を南進し韮崎市道 (円野) 三十五号線との接点に至り、 点に至り、同所から同市道を南西に進み韮崎市道(円野)二十七号線との接点に至 五号線との接点に至り、同所から同市道を南進し韮崎市道(円野)一号線との接 市道 (円野) 一号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み韮崎市道 (円野) 同林道を北進し荒倉山登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み韮崎 接点に至り、同所から同林道を北進し県営林道小武川線との接点に至り、同所から 市営林道小字沢線との接点に至り、同所から同林道を北進し県営林道小字沢線との ら同林道を南進し県道甘利山公園線との接点に至り、同所から同県道を西進し韮崎 点とし、同所から同林道を西進し県営林道御庵沢小武川線との接点に至り、同所か 韮崎市神山町地内の韮崎市道(清哲)三十一号線と県営林道鈴嵐線との交点を起 同所から同市道を南及び東に進み県道十二号 (韮崎南アルプス中央線) との接 同所から同市道を

Щ

梨

県

公

至る一団地
至る一団地
正崎市道(清哲)三十一号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に正崎市道(清哲)十号線との接点に至り、同所から同市道を北西及び南東に進みみ韮崎市道(清哲)十号線との接点に至り、同所から同県道を南東に進県道十二号(韮崎南アルプス中央線)との接点に至り、同所から同市道を南東に進み南進し韮崎市道(清哲)三十七号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

二千五百四十五ヘクタール 4 面積

豊富休猟区

Ξ 1

休猟区の名称

休猟区の区域

2

中央市 (旧豊富村に限る。) の全域

存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

千三百五十ヘクタール

四1 休猟区の名称

2

接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道二百一号(塩山停車場大菩薩嶺線)点(中原橋)に至り、同所から同農道を北東に進み甲州市道下萩原二十二号線との西進し落合橋を経て甲州市農道勝沼六十四号線(通称「フルーツライン」)との交沢橋)に至り、同所から同境界線を西進し鬢櫛川との接点に至り、同所から同県道を南西に進み甲州市塩山・甲州市勝沼境界線との接点(境接点に至り、同所から同林道を東進し県道二百十八号(大菩薩初鹿野線)との接点県営林道下日川峠線との接点に至り、同所から同がら同道路を南進しいて東進しNTT管理道路との接点(下日川峠)に至り、同所から同道路を南進し

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

との接点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る一団地

4 面積

千九百二十四ヘクタール

五1 休猟区の名称

滑沢休猟区

2 休猟区の区域

ら同県道を南西に進み起点に至る一団地との接点を配置した。同所から同株道を南西に進み県道二百七号 (平沢千野線)との接点に至り、同所から同所から同市道を南西に進み県道二百十三号(下萩原三日市場線)との接点に至り、同所から同市道を南東に進み山梨市・甲州市境界線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み山梨市・甲州市境界線との接点に至り、の接点に至り、同所から同国道を北進し千原松ノ木橋を経て国道百四十号(通称「雁坂みち」)との接点に至り、同所から同県道を北進し千原松ノ木橋を経て国道百四十号(通称「雁坂みち」)との接点に至り、同所から同県道を北進し千原松ノ木橋を経て国道百四十号(通称「雁坂みち」)との接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道二百十三号(下萩原三日市場線)との接点に至り、の接点に至り、同所から同本道を南西に進み県道二百七号(平沢千野線)と甲州市道竹森四十二号線甲州市塩山福生里地内の県道二百七号(平沢千野線)と甲州市道竹森四十二号線

存続期間

· **百**責

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

六1 休猟区の名称

大畠山休猟区

千八百四十五へクタール

2 休猟区の区域

四尾連湖線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み大門碑林公園に至る登山(四尾連湖公園線)との接点に至り、同所から同県道を東及び北西に進み市川三郷町道部に至り、同所から同境界線を南西及び西に進み県道四百十四号(山保久の)、同所から同林道を南及び東に進み大畠山に至る登山道との接点に至り、同所から同年道を南西に進み大畠山三角点(標高千百十七・六メートル)を経て蛾ヶ至り、同所から同林道を南及び東に進み大畠山に至る登山道との接点に至り、同所から同所を東及び東に進み大畠山に至る登山道との接点に至り、同所を経て蛾ヶ丘とし、同所から同川を東及び南に進み市川三郷町営林道千波滝畑熊線との接点に至り、同所がら同川を東及び南に進み市川三郷町営林道千波滝畑熊線との接点に至り、同所がら同川を東及び南に進み市川三郷町営林道千波滝畑熊線との接点に至り、同所がら同川を東及び南に進み市川三郷町営林道千波滝畑熊線との接点に至り、同所がら同町道を南進し市川三郷町営本のでは、川浦橋)を起西八代郡市川三郷町上野地内の広域農道金川曽根線と芦川の交点(川浦橋)を起西八代郡市川三郷町上野地内の広域農道金川曽根線と芦川の交点(川浦橋)を起西八代郡市川三郷町上野地内の広域農道金川曽根線と芦川の交点(川浦橋)を起

八 1 七 2 2 4 3 4 3 五百五十一号で指定した四尾連湖鳥獣保護区の区域を除く。) 接点に至り、 町道四尾連湖線との接点に至り、 交点に至り、 同沢を北西に進み栃広川との接点に至り、同所から同川を北東に進み栃広林道との に至り、同所から同境界線を南及び南西に進みカラス沢との接点に至り、同所から 至り、同所から同谷を北西に進み南巨摩郡身延町・南巨摩郡南部町境界線との接点 の接点に至り、同所から同林道を南西及び北西に進み谷との接点 (同林道終点) に 野林道を北進し本谷林道との接点に至り、同所から同林道を北東に進み三石林道と 接点(西嶋バイパス南交差点)に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地 南進し身延町道下町・カニ谷線との接点に至り、同町道を南進し国道五十二号との 南進し県道四百三号 (甲斐岩間停車場西島線) との接点に至り、同所から同県道を 同境界線を北東に進み身延町道下町・カニ谷線との交点に至り、同所から同町道を 山道を西進し南巨摩郡富士川町・南巨摩郡身延町境界線との接点に至り、同所から に至り、同林道を北東へ進み富士見山に至る登山道との接点に至り、同所から同登 同所から同川を南西及び北西に進み身延町営林道富士見山線との交点 (糸瀬橋) 道との接点 (四尾連峠)に至り、 に至り、 休猟区の名称 休猟区の区域 天子ヶ岳休猟区 休猟区の名称 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで 休猟区の区域 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで 存続期間 南巨摩郡南部町上佐野地内の栃広林道と佐野林道の接点を起点とし、同所から佐 千五百五十九・七ヘクタール 南巨摩郡身延町切石地内の国道五十二号と夜子沢川の交点(開運橋)を起点とし、 大須成休猟区 九百七十三・九ヘクタール 同所から同境界線を北東、北及び東に進み山梨県・静岡県境界線との接点 同所から同農道を東進し起点に至る一団地(平成十七年山梨県告示第 同所から同林道を南西に進み起点に至る一団地 同所から同町道を北進し広域農道金川曽根線との 同所から同登山道を北東及び北西に進み市川三郷

存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

千三百八十八・二十六ヘクタール

九1 休猟区の名称

鴨沢休猟区

2 休猟区の区域

所から同国道を東進し起点に至る一団地(越ダワ)に至り、同所から同県道を北進し国道四百十一号との接点に至り、同同所から同登山道を北東に進み藤ダワを経て県道十八号(上野原丹波山線)との交高千三百十四・六メートル)を経て登山道丹波大菩薩道との交点(追分)に至り、村境界線との接点(大寺山)に至り、同所から同境界線を西進し中指山三角点(標代鴨沢橋)を起点とし、同所から同境界線を南進し北都留郡丹波山村・北都留郡小菅北都留郡丹波山村鴨沢地内の国道四百十一号と山梨県・東京都境界線との交点

3 存続期間

・「豆漬・「豆漬」

4 面積

1 木鼡区の名称 千九十三ヘクタール

十1 休猟区の名称

2 休猟区の区域

み起点に至る一団地

お起点に至る一団地

のな点に至り、同所から同町道を南西に進済点に至り、同所から同町道を南西に進接点に至り、同所から同町道を東進し馬場川との交点に至り、同所から同川を南東に進み富士河口湖町道千四号との接点に至り、同所から同町道を東進し高士河口湖町道界線を北及ら同登山道を北進し毛無山三角点(標高千六百八十六メートル))に至り、同所から同境界線を北及点(金山三角点(標高千六百八十六メートル))に至り、同所から同境界線を北及点(金山三角点(標高千六百八十六メートル))に至り、同所から同境界線を北及点(金山三角点(標高千六百八十六メートル))に至り、同所から同境界線を北及点に至り、同所から同境界線を北及点に至り、同所から同境界線を北及点に至り、同所から同境界線を北及点に至り、同所から同境界線を北及が、北東に進み大石峠との接点に至り、同所から同町道を東進し高士河口湖町道上面が、北東に進み大石峠との接点に至り、同所から同町道を東進し高士河口湖町道上面が、北東に進み大石峠との接点に至り、同所から同町道を東進し高士河口湖町道上面が、北東に進み大石峠との接点に至り、同所から同県道を南西に進接点に至り、同所から同県道を南西に進済は、100円が、10

Щ

梨

3 存続期間

Щ

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

十一1 休猟区の名称

久保休猟区

2 休猟区の区域

び厳道峠を経て山梨県・神奈川県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し長尾三角点(標高千百七メートル)、鳥井立三角点(標高千四十七メートル)及中入沢を北進し上野原市・南都留郡道志村境界線との接点に至り、同境界線を東進南都留郡道志村大室指地内の国道四百十三号の中入橋東詰を起点とし、同所から

一団地 し国道四百十三号との交点 (両国橋) に至り、同所から同国道を西進し起点に至る

存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

五百九十ヘクタール

山梨県告示第四百三十八号

の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十五条

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

| 1 特定猟具使用禁止区域の名称

清里特定猟具使用禁止区域

特定猟具使用禁止区域

2

北杜市高根町清里三千五百四十五番地清里丘の公園の敷地境界線の外側二百メー

トルの線により囲まれた一団地

存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃 器

5 面積

二百六十二へクタール

明野特定猟具使用禁止区域の名称

2 特定猟具使用禁止区域

境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地 北杜市明野町小笠原地内レイクウッドゴルフクラブサンパーク明野コースの敷地

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百四十ヘクタール

三1 特定猟具使用禁止区域の名称

須玉特定猟具使用禁止区域

北杜市須玉町江草地内ヴィンテージゴルフ倶楽部の敷地境界線の外側二百メート2 特定猟具使用禁止区域

ルの線により囲まれた一団地

3 存続期間

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百六十ヘクタール

四1 特定猟具使用禁止区域の名称

- 寺官鼡具使用禁止区域 みずがき湖特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市須玉町比志地内のみずがき湖の満水時の水面全域

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで3)存続期間

銃器

4

特定猟具の種類

5 面積

四十三ヘクタール

山梨県告示第四百三十九号

うに保安林の指定をする予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 内 正

明

保安林の所在場所

二筆について次の図に示す部分に限る。)、字古次古一九一二、一九一二の内一、一 南巨摩郡早川町早川字古次古一九二三の内一七・字古次古沢一九二四の内二 (以上

九一三、一九二二の内三、一九二三の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

- 立木の伐採方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。

七 (以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、一九二二の内三 字古沢古一九一二・一九一二の内一・一九一三・一九二三の一・一九二三の内一

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第四百四十号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 内 正

明

保安林の所在場所

南巨摩郡身延町福原字細野九〇五、字大具な八三三、八三四

土砂の流出の防備

指定施業要件

指定の目的

- (-)立木の伐採の方法
- 字細野九〇五、字大具な八三三、八三四 (以上三筆について次の図に示す部分に 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第四百四十一号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

保安林の所在場所 南巨摩郡南部町内船字山田一〇六七五、一〇六七六

指定の目的

- 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- 立木の伐採方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田一〇六七五、一〇六七六 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百四十二号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十三年十月二十日

保安林の所在場所

山梨県知事

横

内

正

明

南巨摩郡富士川町箱原字小僧一三八五、柳川字長見山二の

指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

箱原字小僧一三八五、柳川字長見山二の一(以上二筆について次の図に示す部分

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第四百四十三号

地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)の施行について同意した。 る同法第十条第一項の規定により、平成二十三年十月十一日に土地改良事業(箕輪新町 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用す

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第四百四十四号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第六項において準用す

区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業寺尾地

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十三年十月二十日

縦覧書類

山梨県知事

横

内

正

明

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

Ξ 縦覧場所

平成二十三年十月二十四日から同年十一月二十一日まで

笛吹市役所

兀 異議申立期間

平成二十三年十一月二十二日から同年十二月六日まで

山梨県告示第四百四十五号

県営畑地帯総合整備事業玉宮地区の換地計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 次のとおり関係書類を縦覧

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

に供する

平成二十三年十月二十日

縦覧書類

山梨県知事

横

内

正

明

換地計画書の写し

_ 縦覧期間

平成二十三年十月二十四日から同年十一月二十一日まで

Ξ 縦覧場所

甲州市役所

兀 異議申出期間

平成二十三年十一月二十二日から同年十二月六日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、 県民情報センター 次のとお

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 内 正 明

申請のあった年月日 平成二十三年十月十一日

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

1 名称 特定非営利活動法人パソコンサークルあっとほーむ

2 代表者の氏名 小林美由紀

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市八代町南八百四十四番地

4 定款に記載された目的

とその機会を提供し、全ての人々のパソコン操作及び情報技術の習得及びネットワ 関する事業を行い、自らも楽しみながら、明るく楽しく気軽に勉強できるIT環境 この法人は、情報技術になじみのない方たちに対して地域に密着した教育活動に

クの交流を深め、広く社会へ貢献することを目的とする。

平成二十三年十月十二日から同年十二月十一日まで

Ξ

縦覧期間

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

センターに備え置いて縦覧に供する。 とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 内 正 明

申請のあった年月日 平成二十三年十月七日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

- 名称 特定非営利活動法人フードバンク山梨
- 2 代表者の氏名 米山惠子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市桃園三百八十五番地六
- 4 定款に記載された目的

食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設などに届けるフ この法人は、市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な規格外 ドバンクシステムを構築するとともに、 社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸

Щ

梨

県 公

報

第二千百七十五号

平成二十三年十月二十日

ることを目的とする。 成を図り、 食品が無駄なく消費され、だれもが食を分かちあえる心豊かな社会を創

縦覧期間 平成二十三年十月十二日から同年十二月十一日まで

Ξ

• 土地改良区役員の退任及び就任

川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 笛吹

山梨県知事

横

内

正

明

平成二十三年十月二十日

退 任

理事	役職名
塩島	氏
學	名
市川三郷町大塚四	住
四一八七番地	所
平 成	退
\pm	任
年五	年
-成二十三年五月二十三	月
十三日	日
Н	

就 任

理事	役 職 名
三神	氏
貞雄	名
市川三郷町大塚	住
四二〇四番地	所
平 成 十	就
<u>+</u>	任
一 年 九	年
九 月 十	月
六日	日

一般競争入札について

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、干九百九十四年四月

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一般競争入札に付する事項
- 購入物品の名称及び数量
- 2 購入物品の仕様等 閲覧テーブル等家具 (特注)

一式

- 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限

平成二十四年六月二十九日

出納局入札室

ただし、納入の始期は、 平成二十四年四月一日以降の県の指示する日とする。

4

納入場所

新山梨県立図書館

- = 一般競争入札の参加資格
- 参加することができる者であること。 に必要な資格等 (平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者
- 2 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づき更生手続開始の申し立て、 除く。) でないこと。 し立てがなされている者 (更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を 又は民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づき民事再生手続開始の申
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第 の役員が暴力団員でないこと。 二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であってそ
- 供できることを示した書類を提出した者であること。 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提
- 5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種 (物品) のうち 「文具· 事務機」、「木工・家具」のいずれかが登録されている者であること。
- 6 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

三 入札手続等

- 1 管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五 郵便番号四〇〇 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
- 2 入札説明書の交付方法

所において交付する。 を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場 条例 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日 (以下「県の休日」という。) この公告の日から平成二十三年十月二十六日(水)までの山梨県の休日を定める

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。 この公告の日から平成二十三年十一月七日 (月)までの県の休日を除く毎日、 午

入札及び開札の日時及び場所

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 平成二十三年十一月二十九日 (火)午前十時三十分 山梨県県民会館三階

5 入札方法

る金額を入札書に記載すること。 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当す り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す 入札者は、消費税に係る課税事業者

入札の無効

6

第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 その他山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

落札者の決定方法

7

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

兀 その他

契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 る入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、 入札保証金及び契約保証金 人札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、 入札説明書で定め

規則第百八条の一

3 又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 契約書作成の要否

4 違約金の有無

5 った場合は契約を締結しない。 わないものとする。 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくな また、この場合において、県は損害賠償の責めを負

その他

詳細は、 入札説明書による

Summary

Nature and quantity of the products to be procured

Custom-built library reading tables and other assorted furniture for the Yamanashi Prefectural New Library 1 set

- 2 Date and time for tender
- 10:30AM November 29, 2011
- Bureau in charge

ω

Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL055-223-1395

》 一般競争入札について

のである。十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

一般競争入札に付する事項

- 1 購入物品の名称及び数量
- 木製書架他(特注) 一式

2

購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十四年六月二十九日

ただし、納入の始期は平成二十四年四月一日以降の県の指示する日とする。

4 納入場所

新山梨県立図書館 一階・二階閲覧エリア

一般競争入札の参加資格

- 参加することができる者であること。 に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者
- 除く。)でないこと。 し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者をし立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の申又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき民事再生手続開始の申し立て、2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申し立て、
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第

- 供できることを示した書類を提出した者であること。4 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提
- 事務機」、「木工・家具」のいずれかが登録されている者であること。 5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(物品)のうち「文具・
- 15 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

ځ

三 入札手続等

- 管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局- 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 2 入札説明書の交付方法

所において交付する。を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)この公告の日から平成二十三年十月二十六日(水)までの山梨県の休日を定める

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。この公告の日から平成二十三年十一月七日(月)までの県の休日を除く毎日、

午

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年十一月二十九日 (火)午前十一時三十分

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

5 入札方法

る金額を入札書に記載すること。であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当すり捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

6 入札の無効

その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札。この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

Щ

梨

県

兀 2 5 3 4 その他 った場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負 第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan Prefectural New Library: 1 set Summary わないものとする。 又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 る入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。 ただし、 もって有効な入札を行った者を落札者とする。 TEL055-223-1395 その他 契約書作成の要否 Nature and quantity of the products to be procured Bureau in charge 違約金の有無 落札者の決定方法 Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural 11:30AM November 29, 2011 Date and time for tender Custom-built library display shelves and other assorted materials for the Yamanashi 詳細は、入札説明書による。 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくな 入札保証金及び契約保証金 日本語及び日本国通貨 契約の手続において使用する言語及び通貨 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を 入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、 規則第百八条の二 入札説明書で定め

発行者

Щ

梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番